

一隅を照らす、これ即ち国の宝なり

最澄上人が弟子に残した格言として知られている。今自分に与えられた場所や立場で精一杯努力すれば、結果として世の中の為になることが出来るといった意味と思われる。この言葉には、全ての人に光を与える温かさがあり、我々日本人の価値観を支える人生の指針であるような気がする。折に触れて思い起こし、力を与えてくれる言葉である。



(竹内)

住宅に関連する平成24年度税制改正

1. 住宅ローン控除対象借入限度額の引き上げ

「低炭素まちづくり促進法(仮称)」によって認定された一定の住宅を取得して平成24年または平成25年中に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の控除対象借入限度額を引き上げる。

居住年	省エネ認定住宅			一般の住宅		
	控除期間	ローン年末残高上限	控除率	控除期間	ローン年末残高上限	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	10年間	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	10年間	2,000万円	1.0%

2. 住宅取得等資金の贈与の非課税制度の拡充・延長

<改正の概要>

- イ. 両親や祖父母などの直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税特例制度が、縮小しつつ3年間延長(平成26年12月31日まで)される。
- ロ. 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、50㎡以上、240㎡以下となる(東日本大震災被災者除く)
- ハ. 省エネ・耐震住宅に関しては、非課税枠が拡大される。

贈与年	非課税限度額	
	東日本大震災の被災者	左以外の者
平成24年	1,000万円(1,500万円)	1,000万円(1,500万円)
平成25年		700万円(1,200万円)
平成26年		500万円(1,000万円)

()内の金額は、省エネ・耐震住宅を取得した場合

<その他の留意点>

- ① 受贈者はその年1月1日現在において20歳以上で合計所得2,000万円以下であること。
- ② 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告が必要です。
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住する、又は居住することが確実な見込み。
- ④ 新築に先行して取得した敷地の取得資金も対象となります。

<適用時期>

平成24年1月1日以後贈与される住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(大寺)

「労働保険の年度更新のお知らせ」

本年度(平成24年度)の労働保険の年度更新につきましては、6月1日から7月10日までとなっています。

平成23年度分の確定保険料と、平成24年度分の概算保険料の申告・納付手続を、「労働保険確定・概算保険料申告書」により **7月10日(火)** までに行っていただきますようお願いいたします。

尚、当事務組合に加入していただいている事業所様においては、集計は終了しています。

また、引き続き社会保険の算定基礎届の手続が始まりますので、あわせてお願いいたします。

詳しくは、当事務所へお問い合わせください。

(西谷)



6月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 労働保険の年度更新(1日~7月10日)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日~29日)

6月の税務

- 1 所得税の予定納税額のお知らせ
通知期限…6月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあつては6月中)において市町村の条例で定める日
- 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(23年12月~24年5月分)の納付
納期限…6月11日
- 4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…7月2日
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…7月2日

- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…7月2日
- 7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…7月2日
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…7月2日
- 9 消費税の年税額が4800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…7月2日

経営者に万一の事があった場合に必要な資金シリーズ

企業防衛のための資金 **②借入金返済資金** ~後継者に負担を残さないために~

多額の債務を抱える会社の経営者に万一の事があると、後継者や残されたご家族に債務返済の負担がのしかかってきます。その負担を回避する為には、借入金返済資金は必ず準備しておくべきです。

$$\text{借入金返済資金の計算} = \text{借入金残高} \times \text{返済割合}$$

※ 借入金 … 金融機関からの長期借入以外に、支払手形や未払金等の1年以内に返済期間が到来するものも含まれます。
返済割合 … 経営者に万一の事があった場合、金融機関等から早急な返済を迫られるであろうと思われる借入金の割合

借入金が金融機関だけの場合、経営者に万一の事があると、金融機関の対応に変化があるかもしれないということを想定しておかなければなりません。最悪の場合、借入一括返済要求となるおそれがあり、さらに自宅が担保に入っていると残されたご家族の住まいさえ手放す結果になりかねません。

借入金リスクは、最悪の事態を想定して、対策を講じる必要があるでしょう。

(井村)

平成24年度診療報酬・介護報酬改定

Q：今回の診療報酬と介護報酬の同時改定にはどんな特徴がありますか？

A：6年に1度の同時改定であり、医療と介護の役割と連携が課題となりました。また、社会保障と税の一体改革を踏まえ、将来の医療・介護サービスのあるべき姿を目指した改革の第一歩と位置付けられています。

診療報酬の改定率は0.004%プラス改定で、薬価と医療材料を1.375%引き下げ、その財源を振り向け、診療報酬本体は1.379%の引き上げとなりました。介護報酬の改定率は1.2%プラス改定で、在宅サービスに1%、施設に0.2%の配分で、在宅重視となっています。

診療報酬改定の内訳

全体改定率 +0.004%

診療報酬本体 +1.379%(約 5,500 億円)

医科 +1.55% (約 4,700 億円)

歯科 +1.70% (約 500 億円)

調剤 +0.46% (約 300 億円)

薬価等 ▲1.375%(約 5,500 億円)

(後藤)

年金資産が毀損したら？

今回は、年金資産の運用受託を行う投資顧問会社であるAIJ投資顧問(以下「AIJ」)が、顧客(厚生年金基金等)資産の大半を毀損(きそん)していた問題について、会計処理の観点からご説明します。

顧客側としては、あると思っていた(AIJから虚偽報告を受けていた)資産が実はなかったことが判明したのですから、

- ① 毀損した金額について損失を計上して(損益計算書)
- ② 同額だけ資産を減額する(貸借対照表)

これが通常の会計処理になるはずですが。

しかし、実際に顧客側が検討しているのは

- ① 毀損した金額について損失を計上して(損益計算書)
- ② 同額だけ負債(退職給付引当金)を増額する(貸借対照表)

という会計処理です。

なぜ資産が減らずに負債が増えるのでしょうか？
来月は、特殊な資産である「年金資産」についてご説明します。

(渡邊)

県内建設業者の格付基準変更一覧について

平成25年度格付けより、完成工事高条件及び技術者条件が緩和されます。
土木一式工事、建築一式工事については、下記の表を参考にして下さい。

建設工事の種類	等級	完成工事高条件	技術者条件(うち1級)	規定業者数
土木一式工事	特A	2億円以上 ⇒ 変更なし	12(6)人以上 ⇒ 変更なし	30 ⇒ 30
	A	7,000万円以上 ⇒ 5,000万円以上	7(3)人以上 ⇒ 6(3)人以上	200 ⇒ 220
	B	3,000万円以上 ⇒ 2,000万円以上	4(1)人以上 ⇒ 3(1)人以上	400 ⇒ 250
	C	1,000万円以上 ⇒ 変更なし	2人以上 ⇒ 変更なし	700 ⇒ 350
建築一式工事	D	1,000万円未満 ⇒ 変更なし	条件なし ⇒ 変更なし	
	特A	3億円以上 ⇒ 2億円以上	8(3)人以上 ⇒ 変更なし	30 ⇒ 30
	A	1億円以上 ⇒ 7,000万円以上	6(2)人以上 ⇒ 5(2)人以上	70 ⇒ 70
	B	4,000万円以上 ⇒ 2,500万円以上	4(1)人以上 ⇒ 3(1)人以上	150 ⇒ 80
	C	4,000万円未満 ⇒ 2,500万円未満	条件なし ⇒ 変更なし	

(注)完成工事高条件及び技術者条件を満たした者で格付点数の大きい順に規定業者数までランク付けとなります。

電気工事、管工事についても変更があり、また新たに電気通信工事が増えました。
詳細は県土整備部のホームページにて参照して下さい。

(待田)

遺言書についてPart1

遺言書を残しておけば、トラブルが軽減できる可能性が高い場合があります。また、遺言書を残しておかないと希望に沿った財産の残し方ができない場合などがあります。以下に、遺言書を残しておいた方が良い例を挙げてみますので、ご参考してください。

- 1 遺産分割協議でもめないようにスムーズに手続きをさせたい
- 2 子供がいない場合、財産のすべてを妻に相続させたい
- 3 障害をもつ子供に重点的に配分したい
- 4 事業を承継する子供に事業用の土地・自社株を相続させたい
- 5 相続権のない孫や兄弟に遺贈したい
- 6 妻も子供もないので、世話をしてくれた人に遺贈したい
- 7 世話になった長男の嫁に財産の一部を遺贈したい
- 8 内縁の妻・認知した子供に遺贈・贈与したい
- 9 財産の一部を公益事業に寄付したい

これらに該当される方は、遺言書の作成を検討されてみてはいかがでしょうか。
 今回は、遺言書の種類について説明します。



(坂田)

木村義次

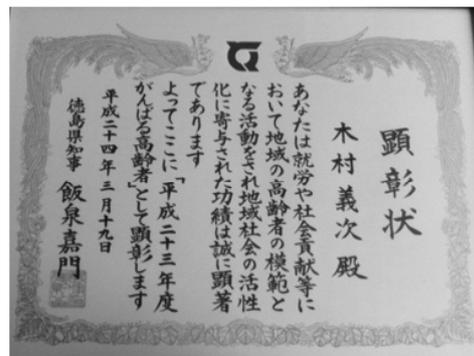
「平成23年度がんばる高齢者」顕彰

徳島県では、心身ともに元気で、地域で活躍されている高齢者を「がんばる高齢者・元気高齢者」として、登録・顕彰することとされました。

「平成23年度がんばる高齢者」として、当事務所の木村義次（93才）が、選ばれ顕彰を受けましたので、紹介させていただきます。

<活動内容>

高齢者を対象とした「筋力トレーニング教室」の講師や、貢献地域住民への介護予防・健康づくりに指導者として指導にあたる他、県内各地の老人クラブに赴き、出前講座を行う等、精力的に活動している。また、ひとり暮らし高齢者を見守る友愛訪問活動の指針を自ら定め、積極的に地域における友愛活動の絆の強化を図っている。



こんな形で顕彰を受けさせていただいて大変光栄であり、感謝のみです。

私の若年時代には、年を重ねて前途に目標を持たず、社会へご恩返しをすることもなく、ただ漫然と日を送っている人を多く見掛けたものです。

「高齢者が手を繋いで、美しい花を咲かせて・・・」と感じた私は、多勢の人達に呼びかけて、国際事業(沙漠植林)に手を伸ばし、渡蒙14回、ポプラなど約350万本の植樹に微力を捧げてまいりました。

今後も、この賞の趣旨に沿って、高齢者向けに、健康づくりの筋肉トレーニング体操に努め、さらに、「気力・体力・知力」にも意を用い、高齢者時代を頑張っていきたいと願っております。皆様の温かいご支援ご協力をよろしくお願い致します。ありがとうございました。

木村 義次

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には完全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL : 088-625-2556
 FAX : 088-654-1181